

令和6年度

第2回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年5月27日（月）

佐々町農業委員会

令和6年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年5月27日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和6年5月27日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子 君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	本山 元継 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	廣川 勝巳 君	推進委員	玉置 義則 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議について

報告第2号 一時転用届出書（計画変更）について（2件）

報告第3号 非農地判断の取消について（3件）

報告第4号 農地改良等届出書について（2件）

(4) 審議事項

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第5号 農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) 協議事項

○佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

(6) その他

①6月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回農業委員会総会を開会致します。

それでは、初めに寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 改めまして、皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、お仕事も大変お忙しい中に列席いただきましたことにありがとうございます。

先月の総会は、新茶の収穫、製造という農繁期のため欠席させていただきまして申し訳ございませんでした。17日の日に無事終了しましたけれど、今年の新茶シーズンは、天候に、大変長丁場となりました。

皆様におかれましても、これから田植え時期を前に大変お忙しくなると思います。事故、けが等ないように、仕事に従事されてほしいと思います。

話は変わりますが、今月は、県の農業委員会会長・事務局長会議が15日に開催され、月末29日、30日には東京で全国の会長会が開催される予定となっております。本来であれば私が出席しなければいけないんですが、御存じのとおり、農繁期ということで欠席させていただいております。

職務代理のほうにも御相談させていただきましたが、ちょっと出席は厳しいということでした。そこで、築城委員のほうにちょっと御相談をさせていただきましたら、快く御承諾いただきましたので、私の代理出席ということで県の会長・事務局長会議、並びに東京で開催される全国の会長会に代理で出席していただくことになっています。そのことを私の方から御報告させていただきます。

本日も、議事がたくさん上程されております。スムーズに進行されますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は12名です。廣川委員から欠席届の提出があつております。最適化推進委員は4名です。玉置委員から出席届の提出があつております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6号の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長のほうを務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっております。

りますので、12番、藤永委員、13番、坂本委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で日程2を終わります。

それでは日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議研修会について、築城委員、事務局から説明をお願いいたします。5番。

5番(築城 武美君) 築城でございます。14日、15日の事務局長、それから会長の会議に、会長の代理として参加しました。ここで皆さんにその中身について御報告を申し上げますが、今日の資料の中にもその報告の中身が1ページから記されておりますので、参考にしながら話を聞いていただきたいと思っております。

まず、14日の当日です。まず表彰を頂きました。これは何の表彰かと言いますと、農業新聞講読加入者目標達成表彰というのがありまして、佐々町、それから西海市、佐世保市、諫早市、雲仙市、南島原市が目標達成をしたということで表彰状をいただいております。表彰状は事務局にありますので、念のために見たい人は見てください。

それから2つ目には、行政報告というのがございまして、農業委員会をめぐる情勢と役割についてということで、農業会議の前田事務局長の報告がございました。その中で資料にとっておりますような目標を今回は実施しますよという農業会議の目標が示されました。そこで、当佐々町においても、その目標をできることをちゃんとやっていこうというふうに考えて帰ってきました。

まずは、再重点活動について改正基本法のもとで農地利用最適化の取組として、地域計画の策定を実行することが重要課題となっております。だから、皆さんの手元にある4ページ、5ページ、6ページ、7ページというところにその記載があるんですが、まず7ページの中の目標と書いてあるところを開けてみてください。目標が5つございまして、早期に目標地図の素案を作成すること、2つ目に担当地区の集落での話し合い活動に必ず参加をし参画すること、それから3つ目が、集積計画についてですが、県全体で484haの集積を行いますということになっております。これについてはですね、12ページをあけてみてください。12ページのところの佐々町というところに、目標haが書いてあるんですが、令和6年度の目標を14ha、それから6年度末においては147haの確保をしますよということが記載されております。

それから中間管理事業、今年の4月からですね、基盤強化法を廃止して中間管理事業の中に移していくという作業が始まるんですが、現在満期に、今後満期になっていくものについては全て中間管理事業を使うという方向に変わります。だから、今までそうじゃなか

ったたいって話があるんですが、それはもう中間管理事業に全部移行するということです。

それで、満期の来る皆さんたちが、借り主と貸し主の間で契約をされているものが満期になっていくときは、必ず中間管理事業を使うことになるということでございます。

それから、地域計画の関係で、まず、素案、目標地図というものを農業委員会の推進委員を中心として作っていくということが、今年の最低限の取り組む案として提案されました。私の意見ですが、本庁も事務局のマンパワー不足を農業委員推進委員が参画をして、それをどういうふうにしていくのかという克服することが課題であるというふうに思っておりますので、後で事務局または農林課等が計画する取組について、農業委員が必ず参画をしていくということになると思っています。

これは5月および6月の総会でその素案を各市町村は提示しろという中身に処理がなっておりますので、それについておそらく事務局としては動いておられるだろう。今、事務局も局長が1人、アルバイトさんが1人という状況で、それを作る作業が非常にマンパワー不足をしておるということから、農業委員の、推進委員の手助けが要りますよと、こういうことでございます。

それから、令和6年度の重点活動数値目標についてですが、13ページを開けてみてください。農業委員推進委員の個人目標としてですね、1月に1戸以上の農家で声かけ運動をしますということになっていきます。だから18人委員がおりますので、佐々町の農業戸数が250と例えたとすると、1日に1件声かけていくと1人が250件、1人で全部回れる計算になるんですが、それはみんなで分けて、忙しいときもあるからということで、この13の農地利用の最適化活動、この中で必ずそれを実践してほしいというお願いがございました。

そこで、この地域計画に反映する意向を必ず書きとめてくるということが提案されておりました。地区の目標達成に向けて、そういう1日1戸回って声かけをするという運動を展開しますよということが提案されております。

それから、中身的にはそういうことが、るる説明がございまして2日目に入るわけですが、2日目は農林技術開発センターというところで現地研修がございました。これについては7項目について現場研修があったんですが、1つは農林技術開発センターにおける研究員の研究テーマとして取り上げられたものの研究員からの発表がございました。その中で、主にスマート農業技術の開発実証プロジェクトの事例紹介等がずっとあったんですけども、1つは、中山間地域におけるブロッコリーを生産から出荷をつなぐスマート農業システムというものの説明がございました。これは、島原雲仙ブロッコリー部会連絡協議

会が実証経営体になって成果を収めましたという報告になっております。

中身が詳しく知りたい方は事務局にその資料がありますので、参考に見ていただきたいと思っております。

それから2つ目は、ドローンを使ったリモートセンシングについてお話がございました。

3つ目が、水稻の育苗技術、いわゆる苗です。これの水稻の高密度播種移植栽培に対応した育苗技術という報告がございました。これは、要するに苗床に厚く巻いていくと効果的ですよというお話がございました。皆さんも既に水稻については御研究をなされて、何が最適かというのは御存じのはずですから、それについても、関係資料を整備されておまして、こういうものが報告としてあっております。

これは、密度を濃くして種をまけという中身です。それによってメリットとしては、専用の田植え機ではなくて既存の播種機、田植え機の設定を変えることで取り組むことができる。また、高密度播種移植栽培対応の田植え機を使用すると、より省力低コストでできますよということで、感光により1週間程度、育苗期間が短縮できると、こういうふうな報告がっております。

絵もついて、こういうふうにしてらっしゃるとい報告がありますので、参考のために申し上げます。

それから、次にあったのは肥料です。窒素肥料を減肥に役立つ土壌管理のアプリの紹介というのがございました。会場で、窒素を測る現地の、代表が行って測ったんですけど、そういうふうな土壌管理アプリがありますよという御紹介がありました。

それから、柑橘を主体とした果樹のドローン防除の研究成果の発表がありました。それから、繁殖牛群の生産力を損なわない、飼養を管理するための技術活用と開発という題で、いわゆる牛の繁殖力の管理をこういうふうにするとできますよという報告がございました。

それから、菊の、花卉です。花卉の中の花の菊について、出荷時期が限定される花でございますから、その1週間なら1週間の期間に咲くように、また出荷できるように1年間を通して栽培する技術、こういうものがございました。そういうものを現地で実証していただきまして、非常に興味深いスマート農業に会うことができました。

私のほうからは以上です。あと事務局の方から報告があると思います。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の3ページをよろしく申し上げます。いつも会長、局長会議のときには、1ページ目にあるレジュメだけを付けさせていただいている状況でございましたけど、資料はこれぐらいあるんですけど、その中でも手元に持っておいてもらいたいと

いう資料2の4というところを、今回つけさせていただいております。原本資料全部は事務局のほうで保管しておりますので、見られたい場合は事務局の方におっしゃっていただけたらいつでも見ていただくことが可能になりますので。

3ページのところの今年度の業務としまして、目標位置図の素案作成が農業委員会のほうに求められているというところがございますけど、今後、地域計画というところが今年度3月までに作らないといけないんですけど、結果その計画ができてしまうと、貸し借りの対象も地域計画の目標地図に載っている農地しか貸し借りの対象にはならないというところではございますので、最終的に載せる載せないというところも含めて、地元周りの中でまた調整をさせていただきたいと考えております。

2ページのほうに6年度の目標をスローガンというところで、1月に一農家への声かけというところがございますので、ここを重点として今後の活動をお願いしたいと思います。

あとは14ページをお願いします。ここが5年度の実績というところになっております。農地の集積のところ、本町が目標20haのうち11.8ha。これが基盤強化法と中間管理機構、合わせた集積の面積でございます。ここでいう、内中間管理機構が1haというところなんですけど、ここがほかの市町村に比べると、本町はちょっと少ない状況でありますけど、目標値の20haというのが、3年ほど前までは10haだったんですけど、県の方の担当課が急に2倍の20haに上げられてしまった状態の中、今後、集積を進めていく中で、基盤強化法も合わせて現状で11.8haということで、本町としてはちょっと厳しい目標かなとは考えておりますけど、今後、地域計画が策定後、令和7年4月以降につきましては、農地の貸し借りが中間管理のみでしかできなくなってしまうというところもございますので、この数字も必然的に伸びていくのかなというふうには、事務局の方では考えております。

あとは、荒廃農地の解消というところは0ha、目標も設定されていないというところがございます。

非農地の処理については、2.8haが目標値に対して、5.1haが昨年度非農地の処理をさせていただいたところがございます。農業者年金の加入実績は、昨年度はゼロというところですよ。

農業新聞の公読者数が目標値に対して29名というところで、今回平均よりも以上の実績があったところにつきましては、先ほど築城委員の方から説明がございました、表彰が、本町の佐々町農業委員会にも授与されております。

この表彰につきまして、新庁舎ができましたら、また農業委員会事務局というのが3階

に設けられる形になりますので、額縁に入れて飾るような対応を取らせていただきたいと思いますと考えております。

全国農業新聞の委員の講読者数は、本町は全員が購読されているという状況です。

説明については以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。ないようですので次に進みます。

報告第2号一時転用届出書（計画変更）について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の15ページをお願いします。報告第2号一時転用届出書（計画変更）の分でございます。今回、2筆分の一時転用の期間延長の届出が提出されております。1筆目が15ページの佐々町口石免字川久保〇〇〇〇、地目が田の618m²です。

2件目につきましては19ページをお願いします。もう1筆分になりますけど、隣接農地としまして、口石免字川久保〇〇〇〇、地目が田の736m²でございます。この分につきましては、資料の26ページをお願いします。場所で行きますと、国道を、役場のほうから佐世保市の方に国道を進んでいってもらって、西九州自動車道と国道が交差している口石の妙見橋のところから下ったところの農地の2筆でございます。

すみません、ちょっと戻ってもらって資料の24ページをお願いします。2筆分が計画変更箇所というところで記載されている分が〇〇〇〇と〇〇〇〇のこの2件分が、5月31日までの許可の分を12月31日まで延長したいというところでの届出でございます。

説明としましては以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） この件につきまして御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。ないようですので次に進みます。

報告第3号非農地判断の取消について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の27ページをお願いします。この分につきましては、令和5年2月24日付で非農地の判断を総会の中でしていただいたものが、現時点で耕作中ということですので、非農地判断の取消しということで今回3筆の報告をさせていただいております。

場所につきましては、八口免字駄地〇〇〇〇と八口免字駄地〇〇〇〇と八口免字鶴井手〇〇〇〇の合計、田3筆の3,353m²というところでございます。場所につきましては、28、29ページをよろしくをお願いします。29ページのところでございますけど、左上のほうに町道神田線、〇〇〇〇に上っていく、その〇〇〇〇って矢印の吹き出しをつけさせていただいておりますけど、これを町境上に南の方に進んでいってもらいますと、

大きく拡大した分が28ページの分になりますけど、上から〇〇〇〇、続いて〇〇〇〇、そこからさらに南の方に進んでもらってこれが佐世保市吉井町と佐々町の町境のところの農地でございますけど、もう一つが〇〇〇〇の分を非農地の取消しをさせていただきたいと考えております。

今回報告の案件でございますけど、総会を経ました後に、法務局と県の農山村対策課に取消しの判断をしましたという通知を送らせていただきたいと思いますと考えております。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） この件につきまして何か御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。ないようですので次に進みます。

報告第4号農地改良等届出書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。事務局長（作永 善則君） 報告第4号の農地改良等届出書につきましては、2件分の、2名の方からの届出書が出てきております。今回その後の案件等も絡むところではございますけど、今日お手元にお配りしている航空写真つきの位置図を御覧いただきたいと思います。この中で緑色で囲ってあるところの部分、下側の部分が、1件目の〇〇〇〇さんの農地改良届の分になります。ちょっと確認をさせてもらったんですけど、現在、耕作されていない圃場となっております。この地図の見方になりますけど、航空写真上の真ん中に赤で引いてある部分が赤道でございます。途中、青色で線を引いているところが、青水路というところでありまして。その周りを農地が囲んでいる状態で、現時点では全体的に赤色で囲んでいるところ、青色で囲んでいるところ、あと緑色で囲んでいるところも、全て今のところは耕作がなされていない状況でございます。

まず、総会資料の31ページをお願いします。土地につきましては、佐々町志方免〇〇〇〇と〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆分でございます。3筆の合計の部分が2,945m²の畑、地目につきましては田でございます。地目変更は伴わない部分になりますけど、今後は農地改良後に畑として使いたいというところでございます。

あと、すみません。37ページをお願いします。今回の農地改良の3筆分でございますけど、全ての3筆分を合わせると、3,001m²という農地改良届出書の農地改良の基準を3,000m²以上は超してしまう形になるんですけど、今回の分、この37ページのところの、現状のり面がある中の、この三角地のところが56m²ありまして、そこは造成のしようがないというところで省いたところでの面積ということで、届出の面積としては2,945m²というところになってきております。

続きまして、42ページ、43ページをお願いします。42ページにつきましては、現状の土地の高低のところを示してあるんですけど、造成後、耕作をしやすいような形にし

たいというところで、緑色のところの、ちょっと真ん中のところの〇〇〇〇ってこう引いてあるところが計画農地改良届の範囲のところ、この範囲に対して盛土をさせていただきたいというところでございます。

44ページ以降でございますけど、一部水路の廃止と里道、赤道の改造というところで建設課のほうに書類が提出されている、44ページにつきましては法定外公共物の用途廃止が、水路の廃止の部分の60.45m²の分が建設課に提出をされております。その用途廃止、赤道、青水路の手続きの際に、地元町内会長からの意見書ということで45ページの方の写しをいただいているところです。

続きまして、農地改良届の2件目でございます。土地につきましては、佐々町志方免〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇というところで、この航空写真の分でいけば、この上の部分でございます。合計の1,436m²でございます。

続きまして、51ページを、その3筆分の位置図でございますけど、赤で囲われているところがちょっと見えにくいので、地番のところのみを青色で表示をさせていただいております。

続きまして、58ページ、59ページのところでございますけど、こっちは資料の58ページの一番下のところでございます。申請者の方の圃場の部分を赤で印をつけさせていただいております。盛土をさせていただきたいというところでの手続です。

59ページの2番目の分でございますと、断面図の中の一番右端のところの部分今回の対象改良届の地盤のところの分になっております。

両方、2件の方、2名の方の申請になりますけど、これまで休耕田というか、耕作されていない農地でございますけど、今回の改良届をすることによって、実際ちょっと傾斜があつたりとか段差があつたりとかで作業がしづらいところを今回の農地改良届をすることで承認をいただくことで作業しやすいような形に今後して、結果的に、田んぼですけど畑として利用したいと考えられております。

説明は以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして御質問はありませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 五役会で議論した中身があるんですが、法定外公共物の用途廃止申請書に基づいて用途廃止した土地、公共物は払い下げるんですか。その処分先はどうなるんですかということをお尋ねしておったと思いますが、どうですか。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 赤道については現状のまま、所有権は変わらないというところでご

ございます。青水路につきましては現況では使われていないというところで、廃止の手続きを行って、建設課の事務手続きが完了後に廃止ということで所有権を申請者の方に移して売買されるという流れでございます。

会長（寶持 雅祥君） ほかにございませんでしょうか。（「なし」の声あり） ないようですので、以上で、日程3、報告事項を終わります。

次に、日程4、審議事項に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料につきましては、今回ちょっと案件が多くて2冊になっている分の2冊目のほうの65ページをよろしくお願ひします。議案第2号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可承認申請について、知事処分分でございます。今回のこの申請につきましては67ページを見ていただきますと、4月12日に提出がされてありますので、本来であれば4月総会の中で案件としては挙げるべきものでございましたけど、事務局としまして中身の方をちょっと確認したところ、この航空写真を見ていただきますと、赤で囲っている今回の申請に加えて、次の案件になってしまうんですけど、4条申請で取り扱う形で、そこも含めた書類の提出、5条申請となっております。

この4条申請の箇所につきましては、2月の総会において、所有権移転、3条の申請が出ていた圃場でございます。というのが、3条申請を認めるということは、引き続き農地として使うという前提での説明であったと思うんですけど、それを今回5条申請の中で転用という形で提出されてしまうのは、ちょっと手続上、農業工作の前提が崩れた手続になってしまいますので、その分と中身の方の確認をしていくと、ちょっと書類不備のところもございましたので、一旦5月の総会には挙げずに、申請者との調整、聞き取り等させていただきますので、今回の5月の総会に諮らせていただく流れとなっております。

それでは、説明に移りたいと思います。67ページをお願いします。申請人につきましては、〇〇〇〇さんでございます。土地の売買者につきましては、68ページをお願いします。4件名前が書かれているんですけど、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんというところで、4月の書類提出の際に、所有権移転登記がされていなかった方の部分がございます、そこが〇〇〇〇さんのところが、相続人の方で、〇〇〇〇さんという方での、今回の申請となっております。

65ページの地目の一覧でございますけど、上から3筆分が〇〇〇〇さんの分、4番から9番までの分が〇〇〇〇さん所有地の移転分でございます。下の10番、11番につきましては、〇〇〇〇さんの所有権を申請者に、開発者に譲るということでの内容ござい

ます。

この分がちょっと書類が多いので、全体的に書類の説明をさせていただきたいと思えます。69ページが申請者の方の法人の登記簿でございます。建設業の方でございます。

続きまして、71ページが、全部で11筆分の一覧となっております。その後の72ページから、横の方に①って書いてあるのに対応しまして、個別の登記簿の方に対応するような形で①というふうに、付番をさせていただいております。これページごとに全部で82ページまでが11筆分の書類でございます。

今回、転用目的が資材置場となっておりますけど、申請者の方がなぜ資材置場を佐々町の農地のほうに求めたのかという理由でございますけど、105ページをお願いします。105ページが、資材置場に転用する際につけていただく、様式第4号、資材置場等の事業計画書というところがございますけど、こちらの方が現在、佐世保市〇〇〇〇に2か所、資材置場を借地の状態で運営されているところがございますけど、〇〇〇〇が海沿いの資材置場であって、そこがやっぱり潮風によって置いている資材関係がすぐ傷んでしまうというところで、適当な土地がないかというところで探された結果が、183ページにありますとおり、ほかの場所も検討されたが、必要な広さ等がなかったというところと、あと交通の便が悪く断念というところで、今回の申請11筆分を利用しての、自己所有地としての資材置場を持ちたいという事での申請となっております。

改めて場所の説明させていただきます。この地図が佐々インターをおりまして、県道江迎の方に抜けていくところの、ちょっと上り上がるところの、真ん中の方からが真竹谷林道というところで、林道につながるところに隣接している赤で囲まれているところの場所を利用しての資材置場をつくりたいということでございます。

91ページからでございますけど、現況がやはり傾斜がそれなりにあるところで、平らな形に造成をして土地を利用したいというところで、緑色で記載しているところが盛土を行うという断面図になっております。

95ページをお願いします。95ページが造成後の利用計画図というところで、真ん中に通路を設けてそれぞれの資材を置くというような構造になっております。その断面図でございますけれども、その次のページのところが、実際に線を引いてあるところのトラックが走る通路であったり資材を置くところであったりとかというのが96ページ、97ページに記載されているとおりで計画をしているというところがございます。

104ページの被害防除計画書のところをお願いします。被害防除①のところでございます。盛土が最高で5.03m、最低で0.1mで切土につきましては最低0.1m、基本的には盛土を行う部分の(2)のところがございますけど、のり面の保護を行いたいと

いうところでの内容でございます。

②のところの雨水排水については、既存水路に放流をするというところでございます。

106ページからが隣接農地の方の同意書というところで添付をさせていただいております。

110ページにつきましては、赤道の里道の改造の分で建設課に提出されたものの写しでございます、111ページにつきましては、地元町内会長の意見書、里道の改造申請に添付する意見書でございます。

112ページにつきましては、青水路の廃止に伴う申請書、これ建設課に提出をされているものです。そこに伴う地元町内会長の同意の分が113ページというところでございます。

あと、町内会長のほうにも個別で連絡を取らせてもらったところ、この内容につきまして、町内会としても同意をしているというところでの内容でございます。

以上で悦明は終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。3番。

3番（山下 夕見子君） 5月24日、局長、坂本委員、前川委員、山下と業者の方3人とで現地を確認しました。この案件は、長い間、荒れていて、土地の地主も亡くなったり、水が回ってこなかったりの問題があり荒れていました。この話が来た時、やっときれいになるのでよかったなと思いました。

でも、まだ1人田を作っている人がいるんですが、水路、水回りをほかに迷惑がかからないようにするとのことで、皆様の審議をお願いいたします。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。皆様のほうから何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

それでは、採決を行います。議案第2号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。——挙手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

次に、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の115ページをお願いします。議案第3号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、知事処分分でございます。

農地につきましては、佐々町志方免字六ツ枝〇〇〇〇と佐々町志方免字六ツ枝〇〇〇〇

の田でございます。面積は、〇〇〇〇のほうが395m²で、〇〇〇〇のほうが735m²の申請人は〇〇〇〇さんでございます。

この分につきまして、先ほどちょっと説明とは重複するんですけど、2月の総会の折に3条申請で所有権をいたしている圃場でございます。この登記につきましては、資料の118ページと119ページにつきまして、一番下のところが2月の総会の承認後に所有権移転登記が令和6年3月20日付で法務局のほうで、届出日につきましては、令和6年3月28日に、原因のほうが令和6年3月20日譲与ということで、2筆分の所有権移転登記がなされているところでございます。

この申請の中の、本来はその3条申請の後の4条も事務局としてはどうかというところでもございましたけど、126ページを見ていただいてよろしいですか。あとは127ページに赤表示で断面図が記載されているところでございますけど、航空写真上でいきますと、この上のほうに若干黄色で色を引いてあるところに連動させる形で、資料の126ページにつきましてもこの黄色の表示を入れているところの絡みでございますけど、今現在、農地改良届出があった同じ申請人の〇〇〇〇さんの圃場に行くまでの通路で、真ん中に通っている赤道が正味2mもないぐらいで、結果、その圃場整備がされていない土地でありますので、実際、軽トラも通れるようなところではなく、何とか運搬機とかねことかを使って資材を運ぶような、運んで下の圃場に行くような形ではございますけど、先ほどの5条申請との絡みもございまして、この黄色でしてあるところを約4m幅の軽トラックも通れるような通路も設けたいという形で、5条申請分のところと、あと今回の4条申請のところの通路部分を生かして、農地改良届出書を提出させていただいている奥の圃場を活かすために、しっかりとそこを耕作するために、今回の4条申請をお願いしますという内容でございます。

盛土をする関係上、のり面の保護というところで段差がある部分を除いたところの通路の整備をしっかり行うことによって、奥にある今休耕田というか、耕作放棄地になっているところを今後しっかりと農地として使いたいという内容でございます。

そこに対してのその127ページ以降のところは盛土、切土、切土のところはこの黄色のところでございます。平坦な部分を設けて奥の圃場まで行く。その手前の盛土のところは、盛土に対しての保護工事をする関係上、抑えるための盛土をするという部分でございます。

137ページをお願いします。被害防除計画書のところでございます。①の(1)のところは盛土を行うというところで、最高で4.6m、最低で0.1m、切土が最高1m、最低で0.1m。(2)のところでございますけど、上記に(1)(2)に伴う被害防除

措置をいうところでのり面の保護を行うというところでございます。

②のところでございますけど、ここも雨水排水につきましては水路に放流するというところでございます。この水路の放流先については、航空写真上のこの外周に沿っている、結構高さが2 mぐらいあるちょっと深い水路のところ、水は落とし込むという計画でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） それでは、地元委員の説明をお願いいたします。さっきと一緒にですね、すみません。

この件につきましては、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

それでは、採決を行います。議案第3号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。——全会一致ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 総会資料の139ページをお願いします。議案第4号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請の承認について、知事処分分でございます。

場所につきましては、佐々町市瀬免字田中〇〇〇〇、地目は田で、現在、休耕田です。499m²、譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。転用目的は一般個人住宅、平屋建ての専用住宅でございます。譲渡人と譲受人の関係でございますけど、おばあちゃんとお孫さんの関係でございます。

145ページをお願いします。145ページの上のほうになるんですけど、今回の農地転用申請をするところの左側の〇〇〇〇さんとしてあるところが、おばあちゃんと父、母、申請人からするとお父さん、お母さん、あとおばあちゃんが住まわれている家でございます。その手前の今回申請している土地に住宅を建設したいというところでの内容でございます。

147ページをお願いします。〇〇〇〇さんって入っているところが、父親の土地と家があるところでございます。この申請圃場自体が、もともとが農業振興地域でありましたので、農振除外申請の折に意見徴収ということで農業委員会に事前に意見徴収があった農地の除外申請の手続が完了しましたので、今回、転用申請という流れになっております。

148ページが現況の南側と北側から見た写真を添付させていただいております。

被害防除計画のところでございますけど、149ページをお願いします。被害防除計画書の(1)の造成のところはもう現状のまま利用するという内容でございます。

②の(1)の雨水排水につきましては、水路に放流するという内容でございます。この写真、148ページの写真の移っている、このもとからある水路のほうに雨水については放流するという内容でございます。

(2)(3)の汚水処理、生活雑排水につきましては、下水道に接続するという内容でございます。

③の営農条件に支障を生じさせないための措置というところで、平屋での計画で、高さの加減をするという内容でございます。

150ページをお願いします。先ほど、被害防除で説明をした部分の水路の放流先と、汚水関係、生活雑排水の放流先は前面の下水道に接続するという記載でございます。

151ページ以降につきましては、建物の平面図、あとは153ページが立面図でございます。

154ページはほかの場所も検討したという選定に関する調査でございますけど、将来的には実家を継ぐ、現在の本人の職業につきましては自衛隊でございますけど、ゆくゆくは実家を継いで農業にも携わるという内容でございますので、今の場所を計画したという内容でございます。

以上で説明を終わります。

会長(寶持 雅祥君) それでは、地元委員の説明をお願いします。8番。

8番(北川 英明君) (聞き取り不能)

会長(寶持 雅祥君) 北川さん、スイッチをお願いします。

8番(北川 英明君) 先週の金曜の日に確認を行いました。私と、それから山下委員さん、それから濱野委員さん、それと本山さんの4人と事務局で立ち会いを行いました。

先ほど言いましたけども、ちょうど私の家の横で、条件的には排水なんかは全部、下水関係も全部いいということで許可をいたしました。

以上でございます。

会長(寶持 雅祥君) ありがとうございます。ほかに皆様のほうから何か御意見、御質問はありませんでしょうか。(「なし」の声あり)よろしいですか。

それでは採決を行います。議案第4号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。——はい、全会一致ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に議案第5号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

す。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の155ページをお願いします。議案第5号農地利用集積計画の承認について（利用権設定）でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。令和6年5月27日、佐々町農業委員会会長。

157ページをお願いします。中身については、新規の分でございます、今回は一筆分でございます。貸手農家につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。借手農家につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。農地の所在、平野免字長田、地番が〇〇〇〇の田で、面積が775m²でございます。権利の種類は賃借権で、物納の2袋分の5年間という内容でございます。

説明は以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆様から何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは採決を行います。議案第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。——全会一致ですので承認することといたします。

以上で日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、協議事項に入ります。佐々農業振興地域整備計画変更に関わる意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の159ページをお願いします。この件につきましては、農振除外申請の農業委員会のほうへの意見聴取分でございます。申請場所につきましては、160ページをまずお願いします。場所につきましては、佐々町八口免字川尻〇〇〇〇でございます。除外の面積につきましては、798m²のうち280.99m²の分を住宅用地として農振地域の除外をしたいというところでございます。

164ページをお願いします。位置図のところでございます。これが町道神田線を通りまして、この道をもう少し行きますと、佐世保市吉井町に入っていくところでございます。そこからちょっと下のほうになりますけど、〇〇〇〇とかに登っていく道路の反対側、〇〇〇〇さんとかがあるところから上のほうに入っていく道の途中でございます。場所で行きますと、165ページを見ていただきたいと思います。〇〇〇〇って、こう赤で囲んでいるところの、上のほうの分筆ってしてあるところが、今回の農振除外申請の対象地でございます。

その隣接農地所有者等の同意につきましては、168ページ以降に添付されている、

その3人の方の承諾書が付けられています。

今後、農転の申請、5条申請が出た際に、もう一度添付していただく形になりますけど、172ページのところが農振除外申請において添付をされている被害防除計画書、同様のものがまた農転申請のところで出てくると思いますけど、①のところの(1)造成につきまして、盛土を行う最高1m、最低で0.4mというところがございます。

被害防除措置のところでは擁壁を設けて隣地との境を明確にするというところがございます。雨水排水につきましては、溜ますを通して水路放流、あとは生活雑配水、汚水処理につきましては、下水道のほうに接続をするという、その他のところにちょっと印がついておりますけど、その他の後ろのほうには下水道という形での記載を農転申請の際には書いてもらおうと。(4)のところには下水道という記載がありますけど、ちょっと漏れておりますので、そこは修正をさせてもらった上で、農転申請の際には提出をしていただきたいと考えております。

③のところの周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、イの建物の高さを加減するというところで、平屋建てでの計画をされております。

178ページをお願いします。これが大まかな計画図でございますけど、全面道路を、資料でいけば、下のほうになりますけど、下水道本管が入っておりますので、下水道本管のほうに生活雑配水は落とし込んで、雨水排水については、前面の水路の方に放流するという流れになっております。

説明は以上です。

会長(寶持 雅祥君) ありがとうございます。この件につきまして何か御意見、御質問はありませんでしょうか。(「なし」の声あり) よろしいですか。

それでは本委員会では、本計画変更によむを得ないと判断することと回答いたします。

以上で、日程5、協議事項を終わります。

次に、日程6、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長(作永 善則君) その他の①のところでございます。6月定例会の日程のところでございます。五役会につきましては、6月18日火曜日の午後1時半から2階会議室を予定しております。続きまして、6月総会につきましては、6月25日火曜日、場所につきましてはこの同じ場所、3階第1回会議室で予定しております。

それと、その他のその他②のところでございますけど、すみません、今日もう1枚別にお手元に配付させていただいているものをよろしく申し上げます。全国農業新聞記事の投稿についてという内容でございます。1枚めくってもらって、毎年2回、佐々の農業委員会のほうに役割分担されるところでございますけど、6月28日金曜日発刊の分が、輝く

女性というところで、佐々町の方が担当となってきております。続きまして11月22日金曜日の分が、農地を守るという内容で、佐々町が対応させていただく分でございます。

この中で輝く女性というところが、来月の6月12日水曜日が、長崎県農業会議に原稿等の送付期限になっております。

五役会の中で、協議をさせてもらった部分でございますけど、今回は山下委員を輝く女性として、記事のほうに掲載をさせていただきたいと考えておりますので、記事の内容の作成のところは、そのまま山下さんの方をお願いする形よろしかったですか。

一応、できたら写真等もということなので、今からでしたら田植えの時期とかでもありますので、作業をされている際の写真を事務局の方に言ってもらったら、写真を撮りに行かせてもらいたいと考えております。

原稿としては、写真1枚の場合が原稿450字程度、写真2枚の場合は原稿300字以内というところでございますけど、原稿の原案については、どなたかお願いしたいと思います。

会長（寶持 雅祥君） 5番。

5番（築城 武美君） 事務局で行われたらどうですか。

事務局長（作永 善則君） はい、頑張ります。

会長（寶持 雅祥君） お願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 事務局の方でのその他の説明事項等は、以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。皆様方から何かございませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 既に議決をいただいたところですが、113ページの意見書の中身についてですけれども、町内会長の意見書になっているんですが、意見が書いてないんですよ。それで、これはもう既に承認をしたところでございますので、事務局の方で、特に3に載っている用途廃止についての意見というところに意見がないと意味がないんです。ぜひ修正をされて、県庁の方に送られるように御要望をしたいと思います。

以上です。何の意見なのかさっぱりわかりません。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません。この書類が建設課の分の、里道、赤道、この分は青水路の廃止の分で、委員が言われる部分は、重々承知しております。結果的に、意見というところがこちらのとおり何も書いてないところでございます。申請書に対しての意見なしという判断も、ちょっと厳しいのかなと思って、個別で町内会長の家に行ったんですけど、いらっしゃらなかったんで、電話で〇〇〇〇さんの方には確認を取った上で、町内会としては同意しているという内容でございました。よろしく申し上げます。（発言する者あり、

聞き取り不能) 同じものをちょっとコピーしている状態です。(発言する者あり、聞き取り不能)

会長(寶持 雅祥君) ほかにありませんでしょうか。(「なし」の声あり)

ないようですので、これで会を閉会したいと思います。本日もお疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉 会 午後 15 時 00 分)

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 藤永 亜弓

会議録署名委員 坂本 真澄